

## 学校感染症による出席停止および「治癒証明書」について

お子さんは、下記の疾患のため、学校保健安全法第19条により出席停止となります。出席停止期間は下記のとおりです。登校する際は、必ず主治医記入の治癒証明書を担任に提出してください。なお、出席停止期間は、欠席扱いになりません。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症	* 治癒するまで
第二種	インフルエンザ	* 発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	* 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹	* 解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	* 耳下腺等の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風しん	* 発疹が消失するまで
	水痘	* すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	* 主要症状の消失後2日を経過するまで
	結核	* 伝染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	* 伝染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他( )	* 感染の恐れがなくなるまで

※ 出席停止期間は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。

## 治 癒 証 明 書

常磐高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者は、感染症名( )が治癒し登校可能と判断します。

※ 出席停止の期間 月 日 ~ 月 日まで

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印